

会 発 0 6 2 1 第 1 号
令 和 6 年 6 月 2 1 日

各 都 道 府 県 知 事
各 政 令 指 定 都 市 市 長 殿
各 中 核 市 市 長

厚生労働省大臣官房会計課長
(公 印 省 略)

「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」の制定について

標記について、厚生労働省所管の補助施設災害復旧費算定の基礎となる調査については、従前より「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和59年9月7日付蔵計第2150号）」に基づいて実施しているところであるが、今後は災害復旧事業の制度所管庁として「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」を別添のとおり制定し、本調査要領によって実施するため、遺漏なきようお願いしたい。

なお、令和6年6月20日以前に発生した災害における厚生労働省所管補助施設の災害復旧に係る調査については、従前の例による。

厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領

令和 6 年 6 月 21 日
会発第 0 6 2 1 第 1 号

第 1 趣旨

厚生労働省所管の補助施設災害復旧事業費算定の基礎となる調査については、この要領の定めるところによる。

第 2 調査の方法

- 1 厚生労働省の調査に対して財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が立会するものとする。
- 2 調査は、原則として実地にて行うものとするが、申請額が 2 0 0 万円未満の箇所又は止むを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地福祉事務所等において机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。

第 3 調査の対象

- 1 調査の対象は暴風、洪水、高潮、地震又はその他の異常な天然現象により被害を受けた別表 1 の施設であって、その内容は、建物、建物以外の工作物、土地及び設備に係る復旧事業とする。
- 2 建物については、次により取り扱う。
 - （1）直接当該事業の実施に必要な建物についてのみ対象とする。従って、直接事業の実施に関係のない建物は調査の対象外となる。
 - （2）暖房等のボイラー、エレベーターは、建物附属設備として調査の対象とする。
 - （3）別表 1 に定めると畜場にあつては、解体施設及び污水处理施設のみを調査の対象とする。
 - （4）別表 1 に定める医療施設等のうち医療機関施設については、被災によるライフラインの途絶後も一定期間自立的に診療機能を保持するためのヘリポート、通信装置、自家発電装置、貯水槽等は調査の対象とする。
- 3 別表 1 に定める医療施設等のうち医療機関施設及び医療関係者養成所施設の設備については、次に掲げるものであって備品台帳に登載されているもののみを調査の対象とする。ただし、備品台帳に登載されていないものであっても購入伝票、領収書等の証拠書類により当該施設の所有であることが明らかな場合に限り、調査の対象として差し支えない。なお、消耗品、ベッド、椅子、机、模型・標本・機械器具

の収納棚・保管庫、図書、教育用のＣＤ－ＲＯＭ等電磁的記録媒体、多目的な用途の部屋に設置されるアンプ・スピーカー・ミキサー等の音響設備及びその他事務機器等は含まない。

(１) 医療機関施設の建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備

建物と同時に設備が被災した場合において、当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備で、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 設置に当たり、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和３２年６月１０日法律第１６７号）の適用を受ける放射線発生装置であって、建物と機能的に一体であるもので、リニアック、ベータトロン、コバルト６０照射装置及びこれらと同等の機能を有するもの

イ 設置に当たり、専用の施設を必要とするエックス線装置であって、コンピューターにより画像処理するもので、ＣＴスキャン（全身用、頭部用）及びこれらと同等の機能を有するもの

ウ 設置に当たり、専用の施設を必要とするＭＲ（核磁気共鳴）を利用する画像診断装置

エ その他当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備

(２) 医療機関施設の医療機器（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号）（以下「激甚法」という。））第２条第１項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。）

(３) 医療関係者養成所施設の教材等（激甚法第２条第１項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。）

４ 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあつては、土地は調査対象外とする。

５ 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあつては、工作物は調査対象外とする。

６ 第１項の「異常な天然現象」についての調査及び災害復旧事業採択の範囲については、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和３２年７月１５日付建河発第３５１号）第２（災害原因の調査）及び第３（採択の範囲等）の第１項に準じて取り扱う。

第４ 一箇所の定義

施設ごとに同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものを一箇所として取り扱うものとする。

第５ 適用除外

次の各号に掲げるものは適用除外とする。

１ 一箇所の調査額が別表１の限度額未満のもの。

２ 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたと認められる災害に係るもの。

- 3 著しく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- 4 災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害に係るもの。
- 5 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。
 - (1) 被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。
 - (2) 当該年度に整備計画のあるもの。
 - (3) 建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。
- 6 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。
- 7 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。
- 8 一品目の復旧額が医療施設等災害復旧費補助金交付要綱（平成7年3月1日厚生省発健政第22号）の別表の施設区分ごとに定める対象経費未満の医療機関施設の医療機器及び医療関係者養成所施設の教材等。

第6 建物の被害区分

建物復旧費算定の基礎となる被害区分は次のとおりとする。

1 全壊

建物の垂直支持材が折損し、屋根が地上に落下した程度以上で、使用不能の状態又は焼失、滅失した状態で、新築して復旧する必要のある状態にあるもの

2 半壊

建物の主要構造部（柱、梁桁、小屋組、基礎、土台等をいう。以下同じ。）が被災し、補強不可能のもので解体して復旧しなければならない状態にあるもの

3 大破

建物の主要構造部が被災し、補強して復旧することが可能な状態にあるもの

4 大破にいたらないもの

建物の主要構造部の一部又はそれ以外の部分が被災し、補修又は補強して復旧することが可能な状態にあるもの

第7 復旧費算出の原則

復旧費は、被災施設を原形に復旧するものとして算出することを原則とするが、原形に復旧することが不可能な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするものとして算出し、原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適當である場合においては当該施設に代るべき必要な施設をするものとして算出する。

（原形復旧）

- 1 原形に復旧するとは、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧することをいう。

（原形復旧不可能）

- 2 原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するた

めの施設をするとは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

(1) 原形の判定が可能な場合

イ 原施設が被災し地形地盤の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において法長若しくは延長を増加し根継をし、陥没した沈下量をかさ上げし、基礎工法を変更する等形状若しくは寸法を変更して施行する工事又はこれに伴い材質を改良して施行する工事若しくは、排水工、山留工等を設けて施行する工事

ロ その他前号に掲げるものに類する工事

(2) 原形の判定が不可能な場合

原施設が流失又は埋没したため、原形の判定が不可能な場合において被災地及びその附近の残存施設等を勘案し、被災後の状況に即応した工法により施行する工事

(原形復旧困難)

3 原形に復旧することが著しく困難な場合において当該施設に代るべき必要な施設をするとは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

(1) 原施設が被災し、地形地盤の変動のため、又はその被災施設の除却が困難なためその被災施設を原形に復旧することが著しく困難な場合において当該施設の従前の効用を復旧するため位置又は法線を変更して施行する工事又はこれに伴い形状若しくは寸法を変更し、若しくは材質を改良して施行する工事若しくは排水工、山留工等を設けて施行する工事

(2) その他前号に掲げるものに類する工事

(原形復旧不適當)

4 原形に復旧することが著しく不適當な場合において当該施設に代るべき必要な施設をするとは次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

(1) 建物の新(改)築を必要とする場合

イ 防火地域、準防火地域にある被災施設を新(改)築しなければならない場合で建築基準法の規定により耐火構造として施行する工事

ロ 地形地盤の変動により被災施設を旧位置に復旧することが著しく不適當な場合において必要最小限度の位置の変更又は平面計画等の改訂をして施行する工事

ハ 被災施設の被災前の構造が著しく不經濟である場合において經濟的な構造により施行する工事

ニ 被災地域の特殊性に基づく構造改良の必要性から被災施設を原形復旧するよりも、立体化して土地使用の効率化を図るための必要最小限度の工事

ホ その他前各号に掲げるものに類する工事

(2) 建物の補修、工作物の復旧の場合

イ 主要構造部が折損し又は傾斜しその被災施設を原形に復旧することが著しく不適當な場合において添柱、方杖、バットレス、水平筋違、筋違等を補強して施行する工事

- ロ 建築基準法その他建物保安上の諸法令の規定により被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において施行する必要最小限度の工事
 - ハ 被災施設が立地条件の悪化等により浸水被災し、原形に復旧することが著しく不適当な場合において木造床をコンクリート床とする等耐水工法で施行する必要最小限度の工事
 - ニ その他前各号に掲げるものに類する工事
- (3) 土地の場合
- イ 土地又は土地造成施設が被災し、地形地盤の変動等のためその被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該施設の従前の効用を復旧するため位置若しくは法線を変更し、形状若しくは寸法を変更し又は材質を改良して施行する必要最小限度の工事及び排水工、山留工等を設けて施行する工事
 - ロ 被災施設が地すべり崩壊等により著しく埋そく又は埋没したためその被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該施設の従前の効用を復旧するため土砂止等を設けて施行する工事
 - ハ その他前各号に掲げるものに類する工事

第8 経費の種目

経費の種目は本工事費、附帯工事費及び応急工事費とする。

1 本工事費

事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）、用地費、補償費、土地の借料、機械器具損料及び営繕損料のほか諸経費（第9 諸経費率）を含むものとする。

2 附帯工事費

本工事に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

3 応急仮工事費

復旧工事完了までに長期間を要する見込みの場合で、業務に支障をきたさないため等の理由により緊急に施行しなければならない応急仮工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

4 応急本工事費

緊急性を考慮し、やむを得ないと判断された場合で、調査を待たずに被災施設の復旧工事の一部又は全部を緊急的に実施する応急本工事に要する経費（諸経費を含む。）とする。

第9 諸経費率

本調査の対象となる復旧事業にかかる諸経費率は別表2のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は、個別協議により諸経費を算出することができる。

第10 単価及び歩掛り

調査額算出に用いる単価及び歩掛りは次による。

1 建物の新（改）築

官庁建物等災害復旧費実地調査要領（昭和47年6月6日付蔵計第1905号）において、毎年度指示される単価による。

2 補修等

（1）建物

単価は公共土木施設災害復旧事業費の当年災算定に使用する単価、歩掛りは毎年度指示される「公立学校施設災害復旧費歩掛表、単価表」に定められている歩掛りによる。

ただし、これにより難しい場合は現地適正単価による。

（2）土地

単価、歩掛りとも公共土木施設災害復旧事業費の当年災算定に使用する単価、歩掛りによる。

ただし、校庭、コート類の歩掛りについては毎年度指示される「公立学校施設災害復旧費歩掛表、単価表」の歩掛りによる。

（3）工作物

単価、歩掛りとも公共土木施設災害復旧事業費の当年災算定に使用する単価、歩掛りによる。

ただし、これにより難しい場合は現地適正単価による。

（4）設備、その他

現地適正単価による。

第11 その他

調査に当たり、本要領に規定のない事項は、公共土木施設災害復旧事業の取扱いに準じて処理する。

第12 報告

1 厚生労働本省が調査を実施した場合は、調査終了後1週間以内に別紙様式1により報告書を作成すること。

2 地方厚生（支）局が調査を実施した場合は、調査終了後1週間以内に厚生労働本省あてに別紙様式1により報告書を提出すること。

第13 採択の保留

1 本事業の採択にあたり、当該事業が次の（1）及び（2）のいずれかに該当する場合は、採択を保留するものとする。

（1）厚生労働省と財務局との意見が一致しない場合。

(2) 調査額が、1億円以上の場合。

2 厚生労働本省が調査を実施した場合は、別紙様式2により報告書を作成すること。

3 地方厚生(支)局が調査を実施した場合は、別紙様式1と併せて厚生労働本省あてに別紙様式2により報告書を提出すること。

附 則(令和6年6月21日会発0621第1号)

(施行期日)

1 この調査要領は、交付の日から施行する。

(経過措置)

2 この調査要領の施行の日以後に発生した災害における災害復旧に係る調査について適用する。

別表 1

施設の種類及び限度額

施設の種類	限度額
保健衛生施設等 保健衛生施設 感染症指定医療機関 健康増進センター 保健所 健康科学センター 市町村保健センター 農村検診センター 難病相談・支援センター 感染症外来協力医療機関 新型インフルエンザ患者入院医療機関 H I V 検査・相談室 地方衛生研究所 原爆医療等施設 原爆被爆者保健福祉施設 原爆医療施設 原爆被爆者健康管理施設 放射線影響研究所 精神保健等施設 精神科病院 精神保健福祉センター 精神科デイ・ケア施設 精神科救急医療センター 精神保健福祉士養成施設 老人性認知症疾患治療病棟 老人性認知症疾患療養病棟 老人性認知症疾患デイ・ケア施設 食肉衛生検査所 エイズ・結核治療施設 結核患者収容モデル病室 エイズ治療モデル施設 エイズ治療個室等の施設（エイズ拠点病院） 結核研究所 多剤耐性結核専門医療機関 医薬分業推進支援センター	8 0 0 千円 ただし、感染症指定医療機関にあっては 4 0 0 千円

血漿採漿センター等施設 血漿分画センター 血漿採漿センター 抗毒素製造施設 環境衛生施設 火葬場 と畜場	指定市 800千円 市町村 400千円
医療施設等 「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱（平成7年3月1日厚生省発健政第22号）」に定める施設	医療施設等災害復旧費補助金交付要綱に定める施設ごとに800千円
社会福祉施設等 「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（平成22年3月15日付厚生労働省発社援0315第9号）」に定める施設	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱に定める施設ごとに800千円
社会福祉施設等及び「児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（令和5年7月20日付こ成事第349号）」に定める施設を一箇所（同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するもの）で複数運営する施設（以下「複合施設」という。）	複合施設ごとに800千円

別表2

諸 経 費 率

区 分	率
建 物 新 (改) 築 復 旧	0 %
建 物 補 修 復 旧	15 %
土 地 復 旧	15 %
工 作 物 復 旧	15 %
設 備 復 旧	0 %

(注)各事業共工事雑費は計上しないものとする。